

○川棚町空き家改修等事業費補助金交付要綱

(令和5年3月31日要綱第20号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における空き家の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るため、川棚町空き家・空き地バンクに登録された空き家の改修及び修繕(以下「改修等」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、川棚町補助金等交付規則(平成2年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 川棚町空き家・空き地バンク実施要綱(平成28年要綱第27号。以下「実施要綱」という。)第2条第1号に規定する空き家・空き地バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 入居者 実施要綱第8条に規定する空き家・空き地バンクの利用の登録を行い、空き家の所有権を移転するため所有者と売買契約を締結している者又は空き家を賃借するため所有者と賃貸借契約を締結している者で、現に空き家を使用している者をいう。
- (3) 入居予定者 実施要綱第8条に規定する空き家バンクの登録物件の売買契約を締結している購入予定者で、後に空き家を使用する予定の者をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、前条に規定する入居者及び入居予定者(以下「交付対象者」という。)とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者としなない。

- (1) 交付対象者に町税の滞納がある場合
- (2) 交付対象者が空き家の所有者の3親等以内の親族である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた場合

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、空き家の改修等(日常の生活に使用しない箇所の改修等を除く。)に要する経費で、当該金額が10万円以上のものとする。ただし、補助金の交付決定前に工事請負契約又は改修等工事を着工したものについては、補助の対象としなない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の空き家の改修等に要する費用の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

2 この補助金の交付申請は、空き家1件につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 交付対象者は、補助金の交付申請をするときは、川棚町空き家改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し(空き家の所有権を移転する場合)
- (2) 空き家の賃貸借契約書の写し(空き家を賃貸借する場合)
- (3) 事業計画書(様式第2号)

- (4) 確約書(様式第3号)
 - (5) 改修等に係る見積書の写し
 - (6) 改修等予定箇所の位置及び改修内容がわかる書類
 - (7) 改修等予定箇所の現況写真
 - (8) 未納がない証明
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助条件)

第7条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に沿って、効率的に運用を図ること。
- (3) この補助金を受けようとする者は、空き家の改修等に係る工事の契約を締結する場合は、当該契約の相手方を本町に本社若しくは支社、支店、営業所等を有する法人又は本町で事業を営む個人事業者の中から選定するよう努めること。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、川棚町空き家改修等事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条による交付決定通知書を受けた交付対象者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は改修等を中止しようとするときは、あらかじめ川棚町空き家改修等事業費補助金変更等承認申請書(様式第5号。以下「変更等承認申請書」という。)にその内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関すること。
- (2) 第3条から第6条までに規定する補助金の交付の要件等に関すること。
- (3) 第8条の交付決定に関すること。

2 町長は、前項に規定する変更等承認申請書を承認したときは、川棚町空き家改修等事業費補助金変更承認決定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 実績報告は、空き家の改修等を完了した日から起算して30日以内に、川棚町空き家改修等事業費補助金実績報告書(様式第7号)及び次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 改修等工事の契約書及び領収書の写し
- (2) 改修箇所の完成写真
- (3) 施工内容のわかる図面及び書類
- (4) 各号の掲げるもののほか、町長が特に認める書類

(交付額の確定等)

第11条 町長は、前条の実績報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川棚町空き家改修等事業費補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、川棚町空き家改修等事業費補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、期限を定め、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条、第4条及び第7条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関して、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前2号の掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

川棚町空き家改修等事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

確約書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

川棚町空き家改修等事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

川棚町空き家改修等事業費補助金変更等承認申請書

[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

川棚町空き家改修等事業費補助金変更承認決定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

川棚町空き家改修等事業費補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第8号(第11条関係)

川棚町空き家改修等事業費補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第9号(第12条関係)

川棚町空き家改修等事業費補助金請求書

[別紙参照]